

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 4 章 保税地域	第 4 章 保税地域
第 1 節 総則	第 1 節 総則
(電磁的記録による帳簿の保存)	(電磁的記録による帳簿の保存)
34の 2 - 4 法第34条の 2 の規定により貨物を管理する者が設けることとされている帳簿を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」をいう。以下同じ。）により保存する場合の取扱い、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年財務省令第16号）<u>（以下この項において「主務省令」という。）</u>によるほか、次による。	34の 2 - 4 法第34条の 2 の規定により貨物を管理する者が備え付けることとされている帳簿を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」をいう。以下同じ。）により保存する場合の取扱い、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年財務省令第16号）によるほか、次による。
(1) <u>帳簿に係る電磁的記録の媒体等については、次に掲げる要件を全て満たす場合において、貨物を管理する者が任意に選択することができることに留意する。</u>	(新設)
イ <u>主務省令第 4 条第 2 項及び第 3 項に規定する措置を講じること。</u>	
ロ <u>法第105条の規定により税関職員から帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求があった場合にその要求に応じることができるようにしておくこと。</u>	
(2) 保存される電磁的記録の適切な保全を確保するため、次の措置を講じるよう<u>求める</u>。	(1) 保存される電磁的記録の適切な保全を確保するため、次の措置を講じるよう<u>指導する</u>。
イ 別途バックアップ・データを保存する等により、情報の消滅がないよう十分な措置を講じること。なお、バックアップ・データに係る電磁的記録の媒体等についても貨物を管理する者が任意に選択することができる。	イ 別途バックアップ・データを保存する等により、情報の消滅がないよう十分な措置を講じること。なお、バックアップ・データを保存する場合については、<u>クラウドサービス等のデータ保管サービスを利用することを妨げない。</u>
ロ （省略）	ロ （同左）
(削除)	(2) <u>倉主等が電磁的記録による保存を行おうとする場合には、その保存方法及び上記(1)の確認のため、事前に次の事項を記載した書類を保税地域を監督する部門（以下「保税監督部門」という。）へ提出するよう求めるものとする。</u> <u>なお、当該書類の提出後に記載内容に変更があった場合にも、その</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（社内管理規定の整備） 34の 2 - 9 保税地域における貨物管理については、倉主等に次に掲げる基本項目を参考とした貨物管理に関する社内管理規定（CP=Compliance-Program）を整備させ、税関に提出させるものとする。<u>なお、社内管理規定の内容を変更した場合には、変更後の社内管理規定を遅滞なく提出するものとする。</u>ただし、法第50条第 1 項又は第61条の 5 第 1 項に規定する届出に係る場所においては、法第50条第 1 項又は第61条の 5 第 1 項に規定する承認の申請の際に、令第42条第 2 項又は第50条の 4 第 2 項の規定に基づき提出された、法第51条第 3 号（法第62条において準用する場合を含む。）の規則をもって足りる。 (1)及び(2) （省略） (3) 貨物管理手続体制の整備 倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における管理手続等について規定を整備する。 なお、倉主等が保税業務を他の者に委託している場合においては、当該委託した業務に係る上記規定の整備及び税関への提出は、当該他の者と適宜の調整を図った上で、倉主等が自己の責任において行う。 イ～ニ （省略） ホ 記帳・記録 <u>帳簿の概要（保存方法を含む。）、記帳における基本動作の詳細及び関係帳票の整理保管等について定める。</u> (4)～(8) （省略）	<u>旨を遅滞なく届け出るよう求めるものとする。</u> イ <u>届出者の所在地及び氏名又は名称</u> ロ <u>保税地域の所在地及び名称</u> ハ <u>帳簿の保存場所</u> ニ <u>電磁的記録による保存を開始しようとする年月日</u> ホ <u>電子計算機システムの概要</u> ヘ <u>その他税関が必要と認める事項</u> （社内管理規定の整備） 34の 2 - 9 保税地域における貨物管理については、倉主等に次に掲げる基本項目を参考とした貨物管理に関する社内管理規定（CP=Compliance-Program）を整備させ、税関に提出させるものとする。ただし、法第50条第 1 項又は第61条の 5 第 1 項に規定する届出に係る場所においては、法第50条第 1 項又は第61条の 5 第 1 項に規定する承認の申請の際に、令第42条第 2 項又は第50条の 4 第 2 項の規定に基づき提出された、法第51条第 3 号（法第62条において準用する場合を含む。）の規則をもって足りる。 (1)及び(2) （同左） (3) 貨物管理手続体制の整備 倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における管理手続等について規定を整備する。 なお、倉主等が保税業務を他の者に委託している場合においては、当該委託した業務に係る上記規定の整備及び税関への提出は、当該他の者と適宜の調整を図った上で、倉主等が自己の責任において行う。 イ～ニ （同左） ホ 記帳・記録 <u>台帳記帳における基本動作の詳細及び関係帳票の整理保管等について定める。</u> (4)～(8) （同左）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 3 節 保税蔵置場 （許可の際に付する条件） 42－11 保税蔵置場の許可をするに際しては、令第 35 条第 3 項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。 (1)～(6) （省略） (7) 蔵置貨物の種類の変更、<u>貨物取扱量の増減、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、適正な貨物管理体制及び税関手続の履行を確保するとともに、保税蔵置場における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るため、適時、社内管理規定の見直し等の必要な措置を講じるべき旨の条件</u> <u>(8) 関税法令違反が疑われる事象が起きた場合には直ちに税関に報告すべき旨の条件</u> 第 4 節 保税工場 （許可の際に付する条件） 56－14 保税工場の許可をするに際しては、令第 50 条の 2 において準用する令第 35 条第 3 項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。 (1)～(4) （省略） (5) 保税作業の種類の変更、保税作業に使用する貨物の種類の変更、<u>貨物取扱量の増減、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、適正な貨物管理体制及び税関手続の履行を確保するとともに、保税工場における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るため、適時、社内管理規定の見直し等の必要な措置を講じるべき旨の条件</u> (6) （省略） <u>(7) 内部監査人による評価・監査を、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出すべき旨の条件</u> <u>(8) 関税法令違反が疑われる事象が起きた場合には直ちに税関に報告すべき旨の条件</u>	第 3 節 保税蔵置場 （許可の際に付する条件） 42－11 保税蔵置場の許可をするに際しては、令第 35 条第 3 項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。 (1)～(6) （同左） (7) 蔵置貨物の種類の変更、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、保税蔵置場における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の<u>適正な保全を図るため、必要な措置を講じるべき旨の条件</u> （新設） 第 4 節 保税工場 （許可の際に付する条件） 56－14 保税工場の許可をするに際しては、令第 50 条の 2 において準用する令第 35 条第 3 項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。 (1)～(4) （同左） (5) 保税作業の種類の変更、保税作業に使用する貨物の種類の変更、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、保税工場における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の<u>適正な保全を図るため、必要な措置を講じるべき旨の条件</u> (6) （同左） （新設） （新設）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 6 節 総合保税地域 （許可の際に付する条件） 62 の 8 - 7 総合保税地域の許可をするに際しては、令第 51 条の 15 で準用される令第 35 条第 3 項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。 (1)～(3) （省略） <u>(4) 貨物管理者は、内部監査人による評価・監査を、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出すべき旨の条件</u> <u>(5) 貨物管理者は、関税法令違反が疑われる事象が起きた場合には直ちに税関に報告すべき旨の条件</u> <u>(6) 法第 62 条の 8 第 1 項第 1 号に掲げる行為を行う貨物管理者は、蔵置貨物の種類の変更、貨物取扱量の増減、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、適正な貨物管理体制及び税関手続の履行を確保するとともに、貨物施設における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るため、適時、社内管理規定の見直し等の必要な措置を講じるべき旨の条件</u> <u>(7) 法第 62 条の 8 第 1 項第 2 号に掲げる行為を行う貨物管理者は、保税作業の種類の変更、保税作業に使用する貨物の種類の変更、貨物取扱量の増減、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、適正な貨物管理体制及び税関手続の履行を確保するとともに、貨物施設における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るため、適時、社内管理規定の見直し等の必要な措置を講じるべき旨の条件</u> (8)及び(9)（省略） （注） （省略）	第 6 節 総合保税地域 （許可の際に付する条件） 62 の 8 - 7 総合保税地域の許可をするに際しては、令第 51 条の 15 で準用される令第 35 条第 3 項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。 (1)～(3) （同左） （新設） （新設） （新設） （新設） (4)及び(5) （同左） （注） （同左）
第 5 章 運送 （運送期間の延長の手続） 63-12 運送期間の延長の手続は次による。 <u>(1) 運送期間延長の申請は、「運送期間延長承認申請書」（C-4020）2 通を提出することを求め、承認したときは、うち 1 通に承認印を押なつの上、承認書として申請者に交付し、運送期間延長承認申請書の写</u>	第 5 章 運送 （運送期間の延長の手続） 63-12 運送期間の延長の手続は、「運送期間延長承認申請書」（C-4020）2 通を提出させ、承認したときは、うち 1 通に承認印を押なつの上、承認書として申請者に、運送期間延長承認申請書の写しを運送先の所在地を管轄する税関官署に送付するものとする。また、貨物のある場所を

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
しを運送先の所在地を管轄する税関官署に送付するものとする。また、貨物のある場所を管轄する税関<u>官署</u>において延長の承認をしたときは、運送期間延長承認申請書の写しをその保税運送を承認した税関<u>官署</u>に送付するものとする。 <u>(2) 後記63-23の規定により承認を受けた包括保税運送の運送期間延長の申請は、「運送期間延長承認申請書（包括保税運送用）」（C-4021）2通を提出することを求め、上記(1)に準じて取り扱う。</u> <u>ただし、包括保税運送の承認を受けた一の保税運送に係る運送期間延長の申請は、「運送期間延長承認申請書」（C-4020）によるものとする。</u> <u>(3) 保税運送貨物が運送先に到着している事実が明らかな場合で、荷役待ちその他の事情から搬入等の事実が遅延したため数量の確認が遅れる場合においては、数量の確認後その保税運送貨物の到着した日に遡って貨物到着の処理を行うものとし、運送期間の延長手続を要しない。</u>	管轄する税関において延長の承認をしたときは、運送期間延長承認申請書の写しをその保税運送を承認した税関に送付するものとする。 （新設） <u>なお、保税運送貨物が運送先に到着している事実が明らかな場合で、荷役待ちその他の事情から搬入等の事実が遅延したため数量の確認が遅れる場合においては、数量の確認後その保税運送貨物の到着した日に遡って貨物到着の処理を行うものとし、運送期間の延長手続を要しない。</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 4 章 保税地域	第 4 章 保税地域
第 3 節 保税蔵置場	第 3 節 保税蔵置場
（保税蔵置場の許可の期間の指定）	（保税蔵置場の許可の期間の指定）
42-10 保税蔵置場の許可の期間は、6 年を超えないものとする。 なお、次に掲げるいずれかに該当する場合には、原則として 3 年を超えないものとする。	42-10 保税蔵置場の許可の期間は、6 年を超えないものとする。
(1) 申請者が次のいずれかに該当する者であること	(新設)
イ 現に保税地域の許可等を受けていない者	
ロ 現に受けている保税地域の許可等の日（二以上の許可等を受けている場合にあっては、これらのうち最初に受けた許可等の日をいう。）から 3 年を経過していない者	
(2) 申請者が現に許可等を受けている保税地域に係る非違（法の規定に違反する行為。以下この項において同じ。）が行われた日から 3 年を経過していない場合（当該非違の内容及び再発防止策の履行状況等を踏まえ、改善措置が十分であると認められる場合を除く。）	(新設)
(注) 「保税地域の許可等」とは、保税蔵置場又は保税工場の許可、法第 50 条第 2 項又は法第 61 条の 5 第 2 項の届出の受理並びに指定保税地域又は総合保税地域において貨物を管理する者になることをいう。	
（許可の期間の更新の手続等）	（許可の期間の更新の手続等）
42-12 法第 42 条第 2 項ただし書の規定に基づく保税蔵置場の許可の期間の更新の手続等については、次による。	42-12 法第 42 条第 2 項ただし書の規定に基づく保税蔵置場の許可の期間の更新の手続等については、次による。
(1)～(3) (省略)	(1)～(3) (同左)
(4) 許可の期間の更新に際し指定する更新の期間については、6 年を超えないものとする。	(4) 許可の更新に際し指定する更新の期間については、6 年を超えないものとする。
(5) 許可の期間が満了する日から過去 3 年以内に非違（法の規定に違反する行為。以下この項において同じ。）が行われていた保税蔵置場の許可の期間を更新する場合は、上記(4)の規定にかかわらず、更新の期間は 3 年を超えないものとする。ただし、当該非違の内容及び再発防	(新設)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>止策の履行状況等を踏まえ、改善措置が十分であると認められる場合は、この限りでない。</u> (6) 許可の<u>期間の更新</u>に際しては、令第36条第2項の規定に基づき、前記42-11に準じて条件を付すものとする。 (7) （省略） （保税蔵置場の許可の基準） 43-1 保税蔵置場の許可に関する法第43条第8号から第10号までに規定する事項の審査に当たっては、次の各号の要件を充足するものに限り適格なものとして取り扱うものとする。 (1)～(3) （省略） (4) 量的要件 <u>申請に係る施設において、保税蔵置場の許可を受けようとする期間内に外国貨物の取扱見込が複数回あること。ただし、次に掲げる施設については、この限りでない。</u> イ及びロ （省略） （保税蔵置場に対する処分の基準等） 48-1 保税蔵置場について、法第48条第1項の規定に基づく処分を行おうとする場合は、次による。ただし、次により処分を行うことが適当でないと判断される場合又は疑義が生じた場合は、意見を付して、あらかじめ本省と協議する。 (1) 法第48条第1項第1号に基づく処分 イ及びロ （省略） ハ 処分点数の算出方法 処分は、非違の内容に応じて、順次、次により算出した点数の合計点数（1点未満の端数があるときは、これを切り捨てる。下記(2)イ(ハ)において同じ。）に基づき行う。 (イ)～(ニ) （省略）	(5) 許可の更新に際しては、令第36条第2項<u>《許可の条件に関する規定の準用》</u>の規定に基づき、前記42-11に準じて条件を付すものとする。 (6) （同左） （保税蔵置場の許可の基準） 43-1 保税蔵置場の許可に関する法第43条第8号から第10号までに規定する事項の審査に当たっては、次の各号の要件を充足するものに限り適格なものとして取り扱うものとする。 (1)～(3) （同左） (4) 量的要件 <u>申請に係る施設の輸出入貨物取扱見込量が、当該施設の所在する港湾又は地域における既存の同種条件にある保税蔵置場等に比較して同程度か又はそれ以上であると認められるものであること。ただし、次に掲げる施設で事情やむを得ないと認められるものについては、この限りでない。</u> イ及びロ （同左） （保税蔵置場に対する処分の基準等） 48-1 保税蔵置場について、法第48条第1項の規定に基づく処分を行おうとする場合は、次による。ただし、次により処分を行うことが適当でないと判断される場合又は疑義が生じた場合は、意見を付して、あらかじめ本省と協議する。 (1) 法第48条第1項第1号に基づく処分 イ、ロ （同左） ハ 処分点数の算出方法 処分は、非違の内容に応じて、順次、次により算出した点数の合計点数（1点未満の端数があるときは、これを切り捨てる。下記(2)イ(ハ)において同じ。）に基づき行う。 (イ)～(ニ) （同左）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(ホ) 被許可者である法人が、非違が行われたことを受け、社内管理体制を改善する等、直ちに再発防止のための方策を講じた場合は、(イ)から(ニ)までの合計点数から10点を限度として減算することができる。ただし、過去に同様の非違が行われた日から<u>3年を経過する日までに今回の非違（複数の非違が行われた場合は最初に行われた非違）が行われた場合</u>その他減算することが適当でないと認められる場合を除く。 ニ (省略) (2) 法第48条第1項第2号に基づく処分 イ 法第43条第2号又は第6号（同条第2号に該当する者に係るものに限る。）に該当することとなった場合 (イ)及び(ロ) (省略) (ハ) 処分点数の算出方法 処分は、処罰の根拠となった罰条及び非違の内容に応じて、順次、次により算出した点数の合計点数に基づき行う。 A～C (省略) D 被許可者である法人が、非違が行われたことを受け、社内管理体制を改善する等、直ちに再発防止のための方策を講じた場合は、AからCまでの合計点数から10点を限度として減算することができる。ただし、過去に同様の非違が行われた日から<u>3年を経過する日までに今回の非違（複数の非違が行われた場合は最初に行われた非違）が行われた場合</u>その他減算することが適当でないと認められる場合を除く。 (ニ) (省略) ロ (省略) (3)～(5) (省略) 別表1 (省略) 別表2 加算点数表①及び加算点数表② (省略)	(ホ) 被許可者である法人が、非違が行われたことを受け、社内管理体制を改善する等、直ちに再発防止のための方策を講じた場合は、(イ)から(ニ)までの合計点数から10点を限度として減算することができる。ただし、過去に<u>も</u>同様の非違が行われた場合その他減算することが適当でないと認められる場合を除く。 ニ (同左) (2) 法第48条第1項第2号に基づく処分 イ 法第43条第2号又は第6号（同条第2号に該当する者に係るものに限る。）に該当することとなった場合 (イ)及び(ロ) (同左) (ハ) 処分点数の算出方法 処分は、処罰の根拠となった罰条及び非違の内容に応じて、順次、次により算出した点数の合計点数に基づき行う。 A～C (同左) D 被許可者である法人が、非違が行われたことを受け、社内管理体制を改善する等、直ちに再発防止のための方策を講じた場合は、AからCまでの合計点数から10点を限度として減算することができる。ただし、過去に<u>も</u>同様の非違が行われた場合その他減算することが適当でないと認められる場合を除く。 (ニ) (同左) ロ (同左) (3)～(5) (同左) 別表1 (同左) 別表2 加算点数表①及び加算点数表② (同左)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																
加算点数表③ （本表の適用方法） 一の処分を行う場合において、非違が左欄に掲げる期間内に行われた場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の非違が行われたときであっても、最初に行われた非違に係る点数を加算する。 <table> <tr> <th>期間</th><th>加算点数</th></tr> <tr> <td>A 処分を行わなかった非違（別表 1 の左欄 2. ②に掲げる非違であって、前記(1)ハ(ハ)の規定による加算が行われず、かつ、同(ニ)又は(ホ)の規定による減算が行われたものを除く。）が最後に行われた日（以下この表において「最後の日」という。）から 1 年を経過する日まで</td><td>10</td></tr> <tr> <td>B 最後の日から 1 年を経過した日から、最後の日から 2 年を経過する日まで</td><td>7</td></tr> <tr> <td>C 最後の日から 2 年を経過した日から、最後の日から 3 年を経過する日まで</td><td>5</td></tr> </table>	期間	加算点数	A 処分を行わなかった非違（別表 1 の左欄 2. ②に掲げる非違であって、前記(1)ハ(ハ)の規定による加算が行われず、かつ、同(ニ)又は(ホ)の規定による減算が行われたものを除く。）が最後に行われた日（以下この表において「最後の日」という。）から 1 年を経過する日まで	10	B 最後の日から 1 年を経過した日から、最後の日から 2 年を経過する日まで	7	C 最後の日から 2 年を経過した日から、最後の日から 3 年を経過する日まで	5	加算点数表③ （本表の適用方法） 一の処分を行う場合において、非違が左欄に掲げる期間内に行われた場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の非違が行われたときであっても、最初に行われた非違に係る点数を加算する。 <table> <tr> <th>期間</th><th>加算点数</th></tr> <tr> <td>A 処分を行わなかった非違が最後に行われた日（以下この表において「最後の日」という。）から 1 年を経過する日まで</td><td>10</td></tr> <tr> <td>B 最後の日から 1 年を経過した日から、最後の日から 2 年を経過する日まで</td><td>7</td></tr> <tr> <td>C 最後の日から 2 年を経過した日から、最後の日から 3 年を経過する日まで</td><td>5</td></tr> </table>	期間	加算点数	A 処分を行わなかった非違が最後に行われた日（以下この表において「最後の日」という。）から 1 年を経過する日まで	10	B 最後の日から 1 年を経過した日から、最後の日から 2 年を経過する日まで	7	C 最後の日から 2 年を経過した日から、最後の日から 3 年を経過する日まで	5
期間	加算点数																
A 処分を行わなかった非違（別表 1 の左欄 2. ②に掲げる非違であって、前記(1)ハ(ハ)の規定による加算が行われず、かつ、同(ニ)又は(ホ)の規定による減算が行われたものを除く。）が最後に行われた日（以下この表において「最後の日」という。）から 1 年を経過する日まで	10																
B 最後の日から 1 年を経過した日から、最後の日から 2 年を経過する日まで	7																
C 最後の日から 2 年を経過した日から、最後の日から 3 年を経過する日まで	5																
期間	加算点数																
A 処分を行わなかった非違が最後に行われた日（以下この表において「最後の日」という。）から 1 年を経過する日まで	10																
B 最後の日から 1 年を経過した日から、最後の日から 2 年を経過する日まで	7																
C 最後の日から 2 年を経過した日から、最後の日から 3 年を経過する日まで	5																
別表 3 （省略） 第 4 節 保税工場 （許可の期間の更新手続等） 56-15 法第 61 条の 4 において準用する法第 42 条第 2 項ただし書の規定に基づく保税工場の許可の期間の更新の手続等については、次による。 (1)～(3) （省略） (4) 許可の期間の更新に際し指定する更新の期間については、6 年を超えないものとする。 (5) 許可の期間が満了する日から過去 3 年以内に非違（法の規定に違反する行為。以下この項において同じ。）が行われていた保税工場の許可の期間を更新する場合は、上記(4)の規定にかかわらず、更新の期間は 3 年を超えないものとする。ただし、当該非違の内容及び再発防止策の履行状況等を踏まえ、改善措置が十分であると認められる場合	別表 3 （同左） 第 4 節 保税工場 （許可の期間の更新手続等） 56-15 法第 61 条の 4 において準用する法第 42 条第 2 項ただし書の規定に基づく保税工場の許可の期間の更新の手続等については、次による (1)～(3) （同左） (4) 許可の更新に際し指定する更新の期間については、6 年を超えないものとする。 （新設）																

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>は、この限りでない。</u> （保税工場の許可の期間の指定） 61の 4 - 1 法第61条の 4 において準用する法第42条第 2 項の許可の期間は、6 年を超えないものとする。 <u>なお、次に掲げるいずれかに該当する場合には、原則として 3 年を超えないものとする。</u> (1) <u>申請者が次のいずれかに該当する者であること</u> イ <u>現に保税地域の許可等を受けていない者</u> ロ <u>現に受けている保税地域の許可等の日（二以上の許可等を受けている場合にあっては、これらのうち最初に受けた許可等の日をいう。）から 3 年を経過していない者</u> (2) <u>申請者が現に許可等を受けている保税地域に係る非違（法の規定に違反する行為。以下この項において同じ。）が行われた日から 3 年を経過していない場合（当該非違の内容及び再発防止策の履行状況等を踏まえ、改善措置が十分であると認められる場合を除く。）</u> (注) <u>「保税地域の許可等」とは、保税蔵置場又は保税工場の許可、法第50条第 2 項又は法第61条の 5 第 2 項の届出の受理並びに指定保税地域又は総合保税地域において貨物を管理する者になることをいう。</u> （許可の期間の更新の手続等） 62の 8 - 10 法第62条の15において準用する法第42条第 2 項ただし書の規定に基づく総合保税地域の許可の期間の更新の手続等については、次による。 (1)及び(2) （省略） (3) 許可の期間の更新に際し指定する更新の期間については、前記42-12(4)を準用する。 (4) （省略）	（保税工場の許可の期間の指定） 61の 4 - 1 法第61条の 4 において準用する法第42条第 2 項の許可の期間は、6 年を超えないものとする。 （新設） （新設） （許可の期間の更新の手続等） 62の 8 - 10 法第62条の15において準用する法第42条第 2 項ただし書の規定に基づく総合保税地域の許可の期間の更新の手続等については、次による。 (1)及び(2) （同左） (3) 許可の更新に際し指定する更新の期間については、前記42-12を準用する。 (4) （同左）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 3 章 船舶及び航空機	第 3 章 船舶及び航空機
（仮陸揚貨物の他所蔵置等の簡易扱い）	（仮陸揚貨物の他所蔵置等の簡易扱い）
21-4 仮陸揚げされる貨物が、前記21-1の(2)のハからトまでの貨物である場合において、それらの貨物を <u>保税地域又は保税地域以外の場所に置き、並びに保税運送をする必要があるときの取扱い</u> は、次による。	21-4 法第21条の規定により <u>仮に陸揚げされた貨物が</u> 、前記21-1（ <u>外国貨物の仮陸揚の範囲</u> ）の(2)のハからトまでの貨物である場合において、それらの貨物を保税地域以外の場所に置き、 <u>又は保税運送をする必要があるときの取扱い</u> は、次による。
(1) （省略）	(1) （同左）
(2) <u>前記21-1(2)のハからトまでの貨物を保税地域又は保税地域以外の場所に運送するときは、便宜、「外国貨物の仮陸揚届」により法第63条の規定による保税運送の承認を行って差し支えない。</u> なお、この場合においては、「外国貨物の仮陸揚届」（交付用、税関用とも）の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送期間等の所要事項を記載するものとする。	(2) <u>上記(1)の運送に当たっては、便宜当該「外国貨物の仮陸揚届」により法第63条の規定による保税運送の承認を行って差し支えない。</u> なお、この場合においては、「外国貨物の仮陸揚届」（交付用、税関用とも）の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送期間等の所要事項を記載するものとする。
(3) （省略）	(3) （同左）
（仮陸揚貨物の積込み）	（仮陸揚貨物の積込み）
21-5 仮陸揚げした外国貨物の積込みの取扱いについては、次による。	21-5 法第21条の規定により <u>仮に陸揚げした外国貨物の積込みの取扱い</u> については、次による。
(1) 仮陸揚げした外国貨物の積込みは、その貨物を陸揚げした港等の <u>ほか、陸揚げした港等以外の港等で積み込むことが必要とされる場合には、当該港等において行うことができるものとする。</u>	(1) 仮陸揚げした外国貨物の積込みは、 <u>原則としてその貨物を陸揚げした港等において行わせるものとする。ただし、陸揚げした港等以外の港等で積み込むことが必要とされる場合において、取締上支障がないと認められるときは、前記21-2の規定により提出された「外国貨物の仮陸揚届」に、便宜、法第63条の規定による保税運送の承認を行って差し支えない。</u> なお、この場合においては、「外国貨物の仮陸揚届」（交付用、税関用とも）の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送期間等の所要事項を記載するものとし、 <u>仮陸揚げした外国貨物を積込もうとする港等を管轄する税関官署に対し、当該「外国貨物の仮陸揚届」の写しを送付するものとする。</u>
(2) <u>仮陸揚げした外国貨物の運送（前記21-4に規定された取扱いを除く。）であって、陸揚げした港等から当該貨物を積み込もうとする港</u>	(新設)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
等に直接運送され、かつ、取締上支障がないと認められるときは、前記21－2の規定により提出された「外国貨物の仮陸揚届」に、便宜、法第63条の規定による保税運送の承認を行って差し支えない。 上記による保税運送の承認に当たっては、「外国貨物の仮陸揚届」（交付用、税関用とも）の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送期間等の所要事項を記載するものとし、仮陸揚げした外国貨物を積み込もうとする港等を管轄する税関官署に対し、当該「外国貨物の仮陸揚届」の写しを送付するものとする。 なお、上記によらない保税運送の場合は、後記63－5又は後記63－23の規定による手続が必要になるので、留意する。 (3) （省略） 第4章 保税地域 第3節 保税蔵置場 （通販貨物を蔵置する保税蔵置場における貨物管理） 42－18 通販貨物（令第59条第1項第6号に該当する輸入貨物をいう。以下この項において同じ。）を蔵置する保税蔵置場における貨物管理は、次により取り扱うものとする。 (1) 社内管理規定には、前記34の2－9に掲げる基本項目を参考とした規定のほか、搬入から搬出までの各段階における業務の処理及び税関手続の履行が大量の貨物に対して同時期に集中して行われることを勘案して、これらを適正に行うための次に掲げる手順、体制及び設備（以下この項において「手順等」という。）について詳細に規定することを求めるものとする。なお、これらの手順等の全部又は一部について詳細に規定された手順書がある場合には、当該手順書を税関に提出することにより、当該規定を社内管理規定の一部とみなして差し支えない。この場合において、当該規定の内容を変更したときは、変更後の当該手順書を遅滞なく税関に提出する必要があるので留意する。 イ 通販貨物の状況及び具体的な蔵置場所について適時に把握するための手順等	(2) （同左） 第4章 保税地域 第3節 保税蔵置場 （新設）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>ロ 通販貨物に係る貨物の取扱い（通関業者等が実施するものを含む。）を適正に行うための手順等</u> <u>ハ 税関による保税運送貨物の検査、施封及び発送時又は到着時の確認並びに後記67-3-8(1)に規定する輸入貨物の検査及び貨物確認に対応するための手順等</u> <u>ニ 前記ロに規定する貨物の取扱い又は前記ハに規定する検査等により通販貨物に異常が確認された場合において、当該貨物の亡失等を防止し、適切な保全を図るための手順等及び当該貨物と他の貨物とが混合することのないように区分して蔵置するための手順等</u> <u>(2) 次に掲げる保税蔵置場については、上記(1)の規定は適用しない。</u> <u>イ 外国貿易船から船卸しし又は外国貿易機から取卸しした貨物が直接搬入される保税蔵置場</u> <u>ロ 法第50条第1項に規定する届出に係る場所</u> <u>ハ 通販貨物の取扱量並びに後記43-1(1)イに規定する知識及び能力を総合的に勘案し、詳細な手順等を定める必要がないと認められる保税蔵置場</u> （保税蔵置場の許可の基準） 43-1 保税蔵置場の許可に関する法第43条第8号から第10号までに規定する事項の審査に当たっては、次の各号の要件を充足するものに限り適格なものとして取り扱うものとする。 (1) 人的要件 <u>申請に係る保税蔵置場の蔵置貨物の種類及び貨物取扱量並びにこれらに応じた業務内容から判定し、申請者が次の要件を備える者であること。</u> <u>イ 次に掲げる知識及び能力を十分に有すると認められる者</u> <u>なお、これらの知識及び能力を有しているかの審査については、原則として、前記34の2-9(2)ロに規定する貨物管理責任者から聴取等することにより行うものとする。ただし、申請に係る保税蔵置場が前記42-18に規定する通販貨物を蔵置する保税蔵置場である場合には、保税蔵置場の業務に携わる貨物管理責任者以外の従業者からも聴取等することにより審査するものとする。</u>	（保税蔵置場の許可の基準） 43-1 保税蔵置場の許可に関する法第43条第8号から第10号までに規定する事項の審査に当たっては、次の各号の要件を充足するものに限り適格なものとして取り扱うものとする。 (1) 人的要件 申請者が次の要件を備える者であること。 <u>イ 申請に係る保税蔵置場の業務内容その他から判定し、保税蔵置場の業務を行ううえで必要な法令等についての知識及び記帳能力等が十分であって、外国貨物等の保管業務に関し十分な業務処理能力を有すると認められた者</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
また、同項(6)に規定する教育訓練の実施状況についても併せて確認するものとする。 (イ) <u>保税蔵置場の業務を行う上で必要な法令等についての知識</u> (ロ) <u>確実な記帳（帳簿の保存を含む。）を行うことができる能力</u> (ハ) <u>法令等に基づき、外国貨物等について搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における業務を適正に処理すること及び税関手続を適正に履行することができる能力</u> (ニ) <u>下記(3)の要件を満たす施設において、社内管理規定に基づき、保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るための体制、業務手順、手続等を確保できる能力</u> (削除) ロ （省略） （注） （省略） (2)～(4) （省略）	ロ <u>下記(3)の要件を満たす施設において、許可申請書に添付された前記34の2－9に規定する貨物管理に関する社内管理規定に基づき、保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るための体制、業務手順、手続等を確保できる能力を有すると認められる者</u> ハ （同左） （注） （同左） (2)～(4) （同左）
第 6 節 総合保税地域 （総合保税地域の許可の基準） 62の 8－3 法第62条の 8 第 2 項《総合保税地域の許可》の規定による総合保税地域の許可基準は、次による。 (1)～(3) (4) 同項第 6 号に規定する「業務を遂行するのに十分な能力」については、次の要件を充足するものである場合には、同号に規定する基準に適合するものとする。 イ 申請者については、次の要件を備える法人であること。 (イ) 申請に係る総合保税地域の事業内容その他から判定し、当該地域の事業を適正に行う<u>上で</u>必要な法令等についての知識等が十分であつて当該地域内において同条第 1 項各号に掲げる行為	第 6 節 総合保税地域 （総合保税地域の許可の基準） 62の 8－3 法第62条の 8 《総合保税地域の許可》第 2 項の規定による総合保税地域の許可基準は、次による。 (1)～(3) (4) 同項第 6 号に規定する「業務を遂行するのに十分な能力」については、次の要件を充足するものである場合には、同号に規定する基準に適合するものとする。 イ 申請者については、次の要件を備える法人であること。 (イ) 申請に係る総合保税地域の事業内容その他から判定し、当該地域の事業を適正に行う<u>うえで</u>必要な法令等についての知識等が十分であつて当該地域内において同条第 1 項各号《総合保税

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
に関する業務（以下この項において「貨物管理業務」という。）を行う貨物管理者に対して十分な監督を行うことができると認められる法人（ただし、当該地域内において貨物管理業務を実際に行う法人にあっては、以上の要件に加え、更に、<u>下記ロ（イ）に規定する要件を備えることを要する。</u>） （ロ）（省略） ロ 貨物管理者については、次の要件を備える者であること。 （イ）申請に係る総合保税地域内において<u>取り扱う貨物の種類及び取扱量並びにこれらに応じた貨物管理業務の内容から判定し、前記43-1（1）イに準ずる者</u>であると認められる者 なお、その審査方法については、<u>同項（1）イに準ずる。この場合において、同項（1）イ中「保税蔵置場が前記42-18に規定する通販貨物を蔵置する保税蔵置場である場合」とあるのは「総合保税地域内にある貨物施設が前記42-18に規定する通販貨物を蔵置する保税蔵置場に準ずる貨物施設である場合」と、「保税蔵置場の業務」とあるのは「貨物管理業務」と、「下記（3）の要件を満たす施設」とあるのは「貨物施設」と読み替える。</u> （ロ）（省略） （その他の規定の準用） 62の15-2 前記62の15-1に規定するほか、前記第3節から第5節までの規定の総合保税地域に対する準用については、以下による。 （1）前記42-3から42-6まで、42-14から42-18まで、43-2、43の2-1、43の3-1から43の3-4まで、43の3-7及び43の4-1の規定は総合保税地域について準用する。この場合において、42-17中、「法第43条の3第1項」とあるのは「法第62条の10」と、「前記40-1（7）ロに該当する行為として税関長の許可を受けるものとする。」とあるのは「前記62の11-1に規定する届出を行うものとする。」と、「当該許可を申請する者」とあるのは「当該届出を行う者」と、43-2中、「申請者」とあるのは「申請に係る一団の土地等を管理	<u>地域においてできる行為》に掲げる行為に関する業務（以下この項において「貨物管理業務」という。）を行う貨物管理者に対して十分な監督を行うことができると認められる法人（ただし、当該地域内において貨物管理業務を実際に行う法人にあっては、以上の要件に加え、更に、<u>当該業務を適正に行ううえで必要な記帳能力及び業務処理能力が十分であると認められることを要する。</u>）</u> （ロ）（同左） ロ 貨物管理者については、次の要件を備える者であること。 （イ）申請に係る総合保税地域内において<u>行う貨物管理業務の内容その他から判定し、当該業務を適正に行ううえで必要な法令等についての知識、記帳能力及び業務処理能力が十分であると認められる者</u> （ロ）（同左） （その他の規定の準用） 62の15-2 前記62の15-1に規定するほか、前記第3節から第5節までの規定の総合保税地域に対する準用については、以下による。 （1）前記42-3から42-6まで、42-14、<u>42-15、42-16、42-17、</u>43-2、43の2-1、43の3-1から43の3-4まで、43の3-7及び43の4-1の規定は総合保税地域について準用する。この場合において、42-17中、「法第43条の3第1項」とあるのは「法第62条の10」と、「前記40-1（7）ロに該当する行為として税関長の許可を受けるものとする。」とあるのは「前記62の11-1に規定する届出を行うものとする。」と、「当該許可を申請する者」とあるのは「当該届出を行う者」と、43-2中、「申請者」とあるのは「申請に係る一団の土地等を

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
し、又は管理する法人（貨物管理者を含む。）」と、43の3-2中「法第43条の3第1項」とあるのは「法第62条の10」と、「令第36条の3第1項」とあるのは「令第51条の12第1項」と、「蔵入承認申請書」とあるのは「総保入承認申請書」と、「令第36条の3第2項」とあるのは「令第51条の12第2項」と、「令第36条の3第8項」とあるのは「令第51条の12第8項」と、43の3-4中「3月（法第43条の3第1項の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。）以内」とあるのは「3月以内」と読み替えるものとする。 (2)及び(3) （省略）	を管理し、又は管理する法人（貨物管理者を含む。）」と、43の3-2中「法第43条の3第1項」とあるのは「法第62条の10」と、「令第36条の3第1項」とあるのは「令第51条の12第1項」と、「蔵入承認申請書」とあるのは「総保入承認申請書」と、「令第36条の3第2項」とあるのは「令第51条の12第2項」と、「令第36条の3第8項」とあるのは「令第51条の12第8項」と、43の3-4中「3月（法第43条の3第1項の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。）以内」とあるのは「3月以内」と読み替えるものとする。 (2)及び(3) （同左）
第5章 運送 （包括保税運送の承認要件） 63-22 次に掲げるすべての要件を充足し、かつ、取締上支障がないと認められる保税運送については、一括して保税運送の承認を行うことができる。 (1) （省略） (2) 運送が次の区間において、承認を受けようとする期間内におおむね月2回以上の頻度（輸送の都合上やむを得ない理由があると認めるときは、<u>適当と認める頻度</u>）で行われること なお、本規定の適用においては、一の指定保税地域にある<u>全ての</u>コンテナヤードを一の保税地域とみなして差し支えないものとする。 イ （省略） ロ 同一の税関官署の管轄区域に所在する一の保税地域（発送地である場合に限る。）と複数の保税地域の間 ただし、コンテナ詰貨物（船卸後に開扉されたものを除く。）については、到着地の保税地域が、発送地所轄税関官署の管轄区域に所在するか否かは問わないものとする。 ハ 開港（一の岸壁に接岸する外国貿易船の停泊場所（発送地である場合に限る。）に限る。下記ニにおいて同じ。）<u>又は税関空港</u>と一の	第5章 運送 （包括保税運送の承認要件） 63-22 次に掲げるすべての要件を充足し、取締上支障がないと認められる保税運送については、一括して保税運送の承認を行うことができる。 (1) （同左） (2) 運送が次の区間において<u>継続的</u>に行われること なお、本規定の適用においては、一の指定保税地域にある<u>すべての</u>コンテナヤードを一の保税地域とみなして差し支えないものとする。 イ （同左） ロ 同一の税関官署の管轄区域に所在する一の保税地域（発送地である場合に限る。）と複数の保税地域の間 ただし、コンテナ詰<u>された</u>貨物（船卸後に開扉されたものを除く。）については、到着地の保税地域が、発送地所轄税関官署の管轄区域に所在するか否かは問わないものとする。 ハ 開港（一の岸壁に接岸する外国貿易船の停泊場所（発送地である場合に限る。）に限る。下記ニにおいて同じ。）と一の保税地域の間

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
保税地域の間 ニ 同一の税関官署の管轄区域に所在する開港又は税関空港と複数の保税地域の間 (3) 運送される貨物が次に掲げるいずれかに該当するものであること。 イ 航空貨物であつて航空会社又はこれらの者から委託を受けた者の責任で運送されるもの ロ 海上貨物であつて船会社若しくはこれらの者から委託を受けた者の責任で運送されるもの又はコンテナ詰貨物（船卸後に開扉されたものを除く。） ハ 仮陸揚貨物（上記イ及びロに該当する貨物を除く。）で次に掲げるもの （イ）前記21-1(2)ハからトまでの貨物 （ロ）特定保税承認者、特定保税運送者又は認定通関業者（以下この項において「特定保税承認者等」という。）の責任において、他の船舶又は航空機への積替えのために運送されるもののうち、次に掲げるいずれかに該当するもの（当該特定保税承認者等の責任において、法第15条第9項に規定する積荷に関する事項の報告、法第21条に規定する外国貨物の仮陸揚の届出及び運送が一貫して行われるものに限る。） i 陸揚げされた港又は空港から積込みをしようとする港又は空港まで直接運送されるもの ii 特定保税承認者等を被許可者又は貨物管理者とする保税地域と航空会社又はその委託を受けた者を被許可者又は貨物管理者とする保税地域の間において運送されるもの 三 通販貨物（令第59条第1項第6号に該当する輸入貨物をいう。以下この項において同じ。）（上記イ及びロに該当する貨物を除く。）であつて、次に掲げるいずれかに該当するもの （イ）特定保税承認者等の責任で運送されるもの （ロ）包括保税運送の承認後において、税関職員が当該承認を受けた者（以下「運送者」という。後記63-23及び63-24において同じ。）に対して、発送時又は到着時における当該貨物の確認及び関係書類の提示又は提出について求めた場合に応じることができる	ニ 同一の税関官署の管轄区域に所在する開港と複数の保税地域の間 (3) 運送される貨物が次に掲げるいずれかに該当するものであること。 イ 航空貨物であつて航空会社又はこれらの会社から委託を受けた者の責任で運送されるもの ロ コンテナ詰された貨物（船卸後に開扉されたものを除く。） （新設） （新設）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>もの</u> ホ <u>仮陸揚貨物又は通販貨物以外の貨物（上記イ及びロに該当する貨物を除く。）であって、次に掲げるいずれかに該当するもの</u> (イ) <u>上記ニの(ロ)又は(ハ)のいずれかに準ずる貨物</u> (ロ) <u>特例輸入者により輸入される貨物で当該特例輸入者の責任で運送されるもの</u> (ハ) <u>保税工場又は総合保税地域の保税作業による製品</u> (ニ) (省略) (ホ) <u>運送される貨物が特定されているもの（関税率表の類程度）</u> ただし、外国貿易船から直接運送される貨物（令第15条第1項第2号に規定する船卸票が発給される貨物を除く。）を除く。 (ヘ) <u>蔵入承認済貨物等取締上支障がないものとして税関長が認める貨物</u> （包括保税運送の承認手続等） 63-23 包括保税運送の承認手続等については、次による。 (1)～(4) (省略) (5) 包括保税運送の承認に<u>当たっては、運送者が、</u>関税関係法令を遵守しないこと等により、指定された承認期間内において包括保税運送の適用を継続することが適当でないと認められることと<u>なったときは、</u>当該承認を取り消すことがある旨の条件を付し、取締りの実効を確保するものとする。 なお、承認を取り消すときは、その旨を当該承認を受けた者にあらかじめ通知するとともに到着地所轄税関官署及び発送地の倉主等に遅滞なく通知する。 (6) <u>運送者は、</u>最初の運送の際に、運送承認書の写しを発送地及び到着地の倉主等に引き渡す。 (7)及び(8) (省略) （特定保税運送者からの事情の聴取等）	(新設) ハ 保税工場の保税作業による製品 ニ (同左) ホ 運送される貨物が特定されているもの（関税率表の類程度） ただし、外国貿易船から直接運送される貨物（令第15条第1項第2号<u>《積卸について呈示しなければならない書類》</u>に規定する船卸票が発給される貨物を除く。）を除く。 ヘ 蔵入承認済貨物等取締上支障がないものとして税関長が<u>定め</u> <u>た</u>貨物 （包括保税運送の承認手続等） 63-23 包括保税運送の承認手続等については、次による。 (1)～(4) (同左) (5) 包括保税運送の承認に<u>当たっては、包括保税運送の承認を受けた者が、</u>関税関係法令を遵守しないこと等により、指定された承認期間内において包括保税運送の適用を継続することが適当でないと認められることと<u>なったときは、</u>当該承認を取り消すことがある旨の条件を付し、取締りの実効を確保するものとする。 なお、承認を取り消すときは、その旨を当該承認を受けた者にあらかじめ通知するとともに到着地所轄税関官署及び発送地の倉主等に遅滞なく通知する。 (6) <u>包括保税運送の承認を受けた者（以下「運送者」という。後記63-24においても同じ。）は、</u>最初の運送の際に、運送承認書の写しを発送地及び到着地の倉主等に引き渡す。 (7)及び(8) (同左) （特定保税運送者からの事情の聴取等）

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
63の 5 - 2 前記63の 5 - 1 の規定により改善措置を求める場合には、その原因となった行為が生じた理由等について特定保税運送者から事情を聴取した<u>上</u>で、再発を防止するための措置を講じることを求めるものとする。	63の 5 - 2 前記63の 5 - 1 の規定により改善措置を求める場合には、その原因となった行為が生じた理由等について特定保税運送者（<u>法第 63 条の 2 第 1 項に規定する特定保税運送者をいう。以下同じ。</u>）から事情を聴取した<u>うえ</u>で、再発を防止するための措置を講じることを求めるものとする。

【参考】許可蔵置場に係る帳簿の概要の一覧表（イメージ）

※本イメージは全国単位で作成する場合の一例です。税関単位又は官署単位での作成を妨げるものではありません。

令和〇年〇月〇日現在

許可蔵置場に係る帳簿の概要一覧

特定保税承認者の名称：A B C株式会社

項番	管轄官署	保税蔵置場名称 (NACCS コード)	海上貨物	航空貨物	備考
1	東京税関 本関	▲▲▲保税蔵置場 (XXXVV)	▲▲▲営業所に備え付けたマニュアル保税台帳	同左	
2	横浜税関 A出張所	◆◆◆保税蔵置場 (XXXXX)	◆◆◆営業所に設置された電子計算機システムに保存する保税台帳 保存開始日：20yy年mm月dd日	取扱いなし（仮に取扱いがあった場合、マニュアル保税台帳）	
3	神戸税関 本関	■ ■ ■ 保税蔵置場 (XXXYY)	NACCS から配信され、社内サーバ上の所定フォルダに保存した民間管理資料 保存開始日：20yy年mm月dd日	同左 保存開始日：20aa年bb月cc日	
4	大阪税関 B支署	● ● ● 保税蔵置場 (XXXZZ)	NACCS から配信され、〇〇社の提供する「△△サービス」に保存した民間管理資料 保存開始：20yy年mm月dd日	● ● ● 営業所に備え付けたマニュアル保税台帳	